

京都市訓令甲第 1 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和6年4月17日

京都市長 松 井 孝 治

別表環境政策局の款循環型社会推進部の項まち美化事務所の目中「次長」の右に「及び京都市職員給与条例別表第1の3環境業務職行政業務職給料表の適用を受ける職員で職務の級が3級以下のもの」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年4月18日から施行する。

(行財政局人事部給与課)